

仕 様 書

1 委託業務名

令和8年度「障害者雇用実務講座・雇用ゼロ企業セミナー」及び「障害者、家族等と企業との交流会」開催業務

2 委託業務の目的

本県における障害者雇用の状況について、民間企業の雇用障害者は4,998.0人（R7.6.1時点）と過去最高を更新したものの、法定雇用率未達成企業は未だ5割を超えており（621社/1,192社）、この内、雇用する障害者が0人の企業（雇用ゼロ企業）が半数以上（337社/621社）を占めている。令和8年7月以降、障害者の法定雇用率は2.7%に引き上げられ、雇用義務の対象となる企業規模は37.5人以上に引き下げられる。

このような中、県内企業における障害者雇用の促進と障害者の活躍推進に向けて、県としては、富山労働局等関係機関と連携しながら、県内企業に対する障害者雇用の啓発や職場定着への支援に取り組んでいる。本事業においては、雇用ゼロ企業をはじめとして県内企業の積極的な改善の取組みを喚起するとともに、各企業において障害者の雇用が形式的な対応にとどまることのないよう、定着に向けた障害者雇用実務のノウハウをしっかりと付与していくことを目的として、「障害者雇用実務講座・雇用ゼロ企業セミナー」（以下、「講座・セミナー」という。）を開催する。

また、福祉的就労の障害者や学生、生徒と家族・支援者を対象に一般就労につなげるため、企業担当者との就労に関する相談等を行う交流会（以下、「交流会」という。）を開催し、障害者の雇用・職場定着を図る。

3 委託業務の内容

(1) 障害者雇用実務講座・雇用ゼロ企業セミナー

ア 開催については、以下のとおりとすること。

(ア) 時期、回数

令和8年9月～12月の間（予定）で2時間半程度の連続講座を4回程度

(イ) 場所

富山市内（※事業目的を踏まえ、効果的な場所を提案すること。）

(ウ) 対象者

- ・ 障害者雇用の取組みを進めたい県内企業
 - ・ 障害者を雇用していない県内の「雇用ゼロ企業」
- （※各回定員60名程度、各回ごとに申込を受け付けること。）

(エ) 内容

講座・セミナーの内容については、障害者雇用の取組みを進めたい県内企業が取組みを進めるうえで参考となるような内容にすること及び、障害者を雇用していない県内の「雇用ゼロ企業」が障害者雇用を始めるきっかけとなるような内容にする

こと。

例：障害者雇用の制度、業務の切り出し・社内理解の進め方、優良事例の展開、
精神・発達障害者しごとサポーター養成講座

イ 本事業を開催するために必要な会場の借上げ、会場設営、運営スタッフの手配、当日受付、問合せ窓口進行管理等の開催に係る一切の業務を行うこと。

ウ 講師等への旅費、謝金等は本委託費から支払うこと。

エ 集客にあたっては、以下のとおりとすること。

(ア) 特設HPを開設し、令和8年度の講座・セミナーの詳細等を掲載し集客するとともに、講座・セミナーへの参加及び講座・セミナー動画の配信の申込みを可能とすること。

(イ) 開催案内のチラシを作成し、講座・セミナーの周知をすること。

(ウ) チラシは、電子データでも納品すること。

オ 各回の参加企業向けにアンケートを行い、集計・分析結果、開催記録（写真含む）を県に提出すること。

カ 講座・セミナーの各回を録画し、申込みのあった企業に動画を提供すること。

(ア) 動画配信時期

各回の講座・セミナー終了後から令和9年3月31日まで

(イ) 動画掲載元

専用のYouTubeチャンネル（限定公開）

(ウ) 方法

専用の申込みフォームを作成し、申込みがあった企業へ動画のURLを送信（※実施にあたっては、県と協議のうえ行うこと。）

キ その他、事業目的を達成するために効果的な業務を行うこと。

(2) 障害者、家族等と企業との交流会

ア 開催については、以下のとおりとすること。

(ア) 時期、回数

令和8年7月、1回

（※参加者に配慮し、県と協議のうえ日時を決定すること。）

(イ) 場所

富山市内 例：富山県民会館

（※十分な広さの会場を確保すること。）

(ウ) 対象者

- ・ 富山県内に事業所を有する企業（7社程度）
- ・ 障害福祉サービス事業所利用者、特別支援学校生徒、大学生、家族、支援者等（30名程度）

(エ) 内容等

① 講演

- ・ 障害者雇用状況と就職活動についての説明

- ・ 就職活動における留意点
- ② 事例発表
 - 障害者を雇用している企業、当該企業で一般就労している方や家族の体験発表
- ③ 企業と一般就労に関する相談会
 - ・ 企業紹介（各社5分程度）
 - ・ 参加者1人あたり面談20分×2回程度
 - ・ 必要に応じ個別面談を実施
- イ 出席者・参加企業との調整・連絡、①講師の手配・調整、②事例紹介の発表者の手配・調整、次第・シナリオ・企業紹介等の必要資料の作成、交流会会場の設営・備品準備、受付業務、当日の進行等、交流会の開催に係る一切の業務を行うこと。
- ウ 集客にあたっては以下のとおりとすること。
 - (ア) 企業向け及び当事者向け（障害者、家族、支援者等）のチラシを作成し、交流会の周知をすること。
 - (イ) 企業向け及び当事者向けのチラシは、電子データでも納品すること。
 - (ウ) 専用の申込フォームを作成し、希望する企業、当事者から受託者へ申込フォームにより申し込めるようにすること。ただし、当事者からの申込みについては、FAXでも受付可能にすること。
 - (エ) 県内企業や当事者（障害者、家族、支援者等）へ電話、訪問等により、参加者の確保に努めること。
 - (オ) 参加者が心地よく参加できる環境を整備し、合理的配慮に留意して開催すること。
 - (カ) 交流会後にアンケートを実施し、集計結果を提出すること。
- (3) 講座・セミナー及び交流会参加企業の障害者雇用の取組状況に関するアンケート調査の実施
 - 講座・セミナー及び交流会に参加した企業に対して、障害者雇用への取組み状況に関するアンケートを行い、事業の効果を検証する。
 - ア 実施時期
 - 令和9年2月頃（予定）
 - イ アンケート内容
 - 講座・セミナー、交流会後に企業で実施した障害者雇用に関する取組み
 - 例：支援機関への相談の有無、障害者雇用求人公開状況、職場体験の受入状況
 - ウ 方法
 - 専用の回答フォームを作成し、メールや電話等で対象企業に依頼
 - （※アンケートの実施にあたっては、県と協議のうえ行うこと。）
- (4) 関係機関との連携
 - ア 講座・セミナー
 - (ア) 障害者雇用に関する専門的な知見を取り入れるため、富山労働局、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構との共催とすること。
 - (イ) 講師についても、テーマに応じて、上記共催機関に講師の派遣を依頼すること。

(ウ) また、障害者就業・生活支援センター等支援機関とも連携のうえ、実施すること。

イ 交流会

講演の講師については、富山労働局や障害者就業・生活支援センター等関係機関にも協力を依頼すること。

(5) その他、効果的な事業とするための提案

上記(1)～(4)に掲げる内容については目安であり、各々の事業の詳細については、企画提案によるものとする。このほか、委託業務の目的を達成するために効果的な内容があれば提案し、県と協議のうえ実施すること。

4 実施スケジュール（予定）

令和8年6月 交流会内容決定、チラシ作成、発送

7月 交流会開催

講座・セミナー内容決定、チラシ作成、発送

9月 講座・セミナー開催

講座実施、講座動画の配信

令和9年2月 参加者の障害者雇用の取組状況に関するアンケート実施

令和9年3月 実績報告書提出

5 委託業務の実施期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

6 その他

- (1) 仕様書の内容については、契約後、予算の範囲内で変更する場合がある。
- (2) この事業は、国の交付金を活用した事業であり、会計検査の対象となることから、当該委託事業に係る会計関係書類については、当該委託事業が完了した日の属する富山県の会計年度終了後、5年間保管すること。
- (3) 事業委託により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、県に帰属する。
- (4) 本事業の実施に伴い、取得した個人情報の本事業以外で利用しないこと。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、受託者と県が必要に応じて協議するものとする。